

2015年12月15日

法制審議会
刑事法（性犯罪関係）部会長
山口厚様

刑法強姦罪の見直しに関する要望書

北京 JAC（世界女性会議ロビイングネットワーク、
Japan Accountability Caucus for the Beijing Conference）

<http://pekinjac.or.jp> FAX03-5689-6828

代表 船橋邦子

このたびは、刑法強姦罪の見直しに向けて、ご尽力いただきありがとうございます。
私たちは、1995年の国連第4回世界女性会議（北京世界女性会議）をきっかけに、女性の地位向上、人権保障を目的に結成され、今日まで政策提言や要望活動をはじめさまざまな活動を行っている団体です。9つの全国の地域コーカスとともにゆるやかなネットワークを結んでいます。

現在、法制審議会では検討されている法務大臣による諮問内容だけでは、現実の性暴力被害や加害の実態にそくしているとはいえないと考えます。

そこで以下のように要望します。

記

<要望>

1. 法制審議会におけるヒアリングの実施

特に、検討会の折に実施されなかった近親「姦」被害者やセクシュアル・ハラスメント被害者のヒアリングを実施すること。

2. 強姦という用語の変更について

法の対象を女性に限定しないということですが、それに即した、かつ人権を基盤においた用語への変更を求めます(例・「性暴力と刑法を考える当事者の会」が要望している性的侵襲罪など)。

3. 強姦罪等における暴行・脅迫要件を緩和し、威嚇、不意打ち、偽計、威力などの要件を加えること。

実際の法廷においては、被害者が暴行・脅迫の有無を証言しなければならず、被害者に苦痛を強いているのが現実である。単に運用の問題ということだけでなく、被害者の身体的・心理的反応を考慮できるような要件整備を要望したい。
4. 暴行・脅迫がなくても強姦罪等が成立する年齢を十五歳まで引き上げること。

義務教育終了を基準にすること。
5. 被害者が年少の場合は、成人するまでなど一定期間は公訴時効が進行しないこととする。
6. 近親「姦」罪を設けること
親、および同等の監護権をもつ者だけでなく、被害者が年少時に近親者（きょうだい、叔父・叔母・伯父・伯母、祖父母など）から不当な性的侵襲があった場合に、告訴可能にすること。
7. 地位・関係性を利用した性的行為の新たな犯罪類型を設けること。

指導的立場にある者、保護する責任のある者などについて、職場、教育機関、スポーツや芸術における指導関係、医療機関における地位・関係性など幅広く規定すること。また、被害者を十八歳未満に限定しないこと。
8. 性犯罪を非親告罪とすること
その際、被害者の意向の尊重を明記すること。
9. 行為者・被害者の性差をないものとし、性的侵襲の行為の類型について幅広く規定「強姦罪」と同様の形、「強制わいせつ罪」より重罪とすること。

以 上